

令和元年度第5回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：令和元年9月9日（月）午後7時から午後9時35分まで

場 所：京都烏丸コンベンションホール8階 大会議室

出席委員：安保千秋，岡美智子，川北典子，土江田雅史，山本奈未（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【天川保育内容向上課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、令和元年度第5回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育内容向上課長の天川と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力お願いいたします。

また、傍聴の皆様には御案内申し上げます。会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為が認められた場合は、京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第5条に基づき、退場を命じることがありますので、あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただきますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、5名の委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、まず、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『募集要項の修正（案）』

2点目が『京都市聚楽保育所保護者意見書（抜粋）』、

3点目が『聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会設置要領について』、

4点目が『令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）』

となります。不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

審議時間について、私の進行が悪く、少し長引いておりますが、審議時間をできるだけ守れるように御協力をお願いします。

本日は、前回までの部会で審議した内容について確認を行ったうえで、残っている

項目について審議してまいりたいと思います。

それでは、事務局から資料1の募集要項の修正内容について説明をお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

それでは資料の御説明

させていただきます。

その前にまず1点、資料全体の中で修正がございますので、修正点について説明させていただきます。

募集要項「保育所編」の105ページ及び106ページでございます。

こちらの「外国人」、「帰国子女」という表現につきまして、「外国に文化的背景をもつ子ども」という表現に変更しております。こちらにつきましては、過去に変更した表現でございますが、変更が漏れておりました。申し訳ございません。

続きまして、資料1について御説明させていただきます。

「修正前」の列には、募集要項「保育所編」10ページ及び11ページの移管後の運営に係る基本事項の現状の案を記載してございます。「修正後」の列には、これまでの審議内容を踏まえた修正案を記載してございます。

修正、追加した箇所には下線を引いております。

また、事務局から資料1の2ページ「引継ぎ・共同保育」に係る前回までの説明について、一部補足させていただきます。

「引継ぎ・共同保育」の期間は、移管前1年と移管後1年の期間がございしますが、第3回選定部会で御説明しました勤務シフトの内容につきましては、移管前を指しており、移管後は、法人職員は法人の就労規則に則り勤務することになります。

また、「引継ぎ・共同保育」の1日は7時間45分でありますので、保護者からいただいている案を追記しております。

もう1点ございます。1ページの最下段でございますが、全体フリー予定者を新たに1名追加しております。幼児1名、乳児1名という案もございしますが、予算上制約もございしますので、全体フリーとして記載の期間、引継ぎに来ていただくこととし、追記しております。

説明は以上でございます。

【安保部会長】

前回までに審議した事項について説明していただきました。

それでは、勤務シフトの項目については、「移管前年度の引継ぎ・共同保育期間中は、引継ぎ・共同保育開始前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること」といった表現でよろしいですか。移管後の引継ぎ・共同保育ではなく、引き継ぐ前のシフトということですね。

【村上公営保育所業務推進課長】

そうです。京都市の早番・遅番等のシフトについては、京都市の勤務シフトに準じて引き継ぐと説明させていただきましたので、基本的には、移管前年度という表記が

必要であるという趣旨で説明させていただきました。

【安保部会長】

移管後の運営に係る基本事項は、明確でないといけませんので、「移管前年度の引継ぎ・共同保育の期間中は、引継ぎ・共同保育開始前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること」という形で明確にしたいと思いますが、この表現でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、その形に変更させていただきます。

もう1点、1ページ目の一番上の項目ですが、「移管後に入所する児童について、移管日の前日に在所している児童の費用負担と差を設ける場合は十分に配慮すること」としており、移管後に入所する児童について、新たな費用負担を設ける場合、移管前から入所している児童と比較し、保育内容や保護者との関係において、不平等感等が生じるのではないかという趣旨を私から提案し、追加することにしましたが、再度検討しましたところ、移管後の運営に係る基本事項は明確にしておく必要がありますので、「十分に配慮する」という表現については、どうかとも思います。

このため、もう一度お諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【川北委員】

今、部会長がおっしゃったように、「十分に配慮する」ことについて、具体的に何をどう配慮するのか分かりにくいと思います。京都市の保育を引き継ぐことや費用負担については、入所時に御説明されます。新規項目として、「配慮」という分かりにくい曖昧な表現になるので、記載しない方がよいのではないかと考えられます。

もう一つ確認しておきたいのですが、経済的に非常に困難を抱える家庭や世帯に関して、生活困窮者・生活保護受給者に対しての制度について、説明をお願いしたいです。

【村上公営保育所業務推進課長】

国の制度ではございますが、経済的に困難を抱える世帯、主に生活保護世帯になりますが、補足給付制度というものがございます。一定上限がございますが、園側から必要とされるものについては、京都市から園の方に補助することになりますので、保護者の方に対して、負担が出ないように一定配慮される制度がございます。

【川北委員】

移管後もその制度が適用されると考えてよいですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

そうです。現在、市営保育所も含めての制度ではございますが、市が求める費用負担は非常に少ない状況です。仮に民間移管後に費用が発生した場合でも、国の制度がある限り、活用していただけたらと思います。

【川北委員】

分かりました。ありがとうございます。

【安保部会長】

この項目につきましては、保護者の費用負担がどうであれ、保育は平等に実施していただくこととなります。記載内容が明確でない部分がありますので、追記しない形に変更したいのですが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、この項目は追記しないこととします。

次に、前回、新卒の保育士については1／3以下にすることという条件を設定しました。ただし、表現方法については再考することにしておりました。今回、「新卒（又は未経験）保育士については、施設長を除く全保育士の1／3以下とすること」という表現になっていますが、この点について、川北委員いかがでしょうか。

【川北委員】

具体的に何人ならよいと決めてしまうことにまだ迷いはあるのですが、現行の規定では、全体の2／3が新卒でも可というところでもない内容になっておりますので、一定の縛りとして、1／3以下とするほかないかと思っています。大切なことは、クラス担任の配置をどのように考えるか、例えば、新卒の職員に対し、複数担任でどのようなフォローが行われるか、どのように若い職員を育てられるか、体制にも関わってくることで、その部分については、申請書類などを吟味して考えていかないといけないかと思っています。民間移管により、市の職員も残りますので、引継ぎの間に一緒に考えながら、クラス運営が円滑に進むように考えていただきたいと思います。

【安保部会長】

それでは、表現方法について、「新卒（又は未経験）保育士については、施設長を除く全保育士の1／3以下とすること」という表現方法でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、この表現で追記したいと思います。

次に、保護者の方から、「職員の育成」について、「キャリアアップ研修を計画的に

受講させること」という提案をいただいております。前回、「保育士」の項目の要件としては採用しないことを確認しましたが、「キャリアアップ研修を計画的に受講させること」という項目を採用するかどうかについて、川北委員はいかがでしょうか。

【川北委員】

キャリアアップ研修に関して、第3回選定部会において、記載内容を検討させていただき、一旦持ち帰らせていただきましたが、第4回の選定部会において、他の項目にはなりますが、キャリアアップ研修について審議し、キャリアアップ研修は障害児保育を除き、基本事項には規定しないということにいたしました。「職員の育成」の項目においても、市の研修に民間園の職員も参加していただく合同研修や、キャリアアップ研修としても設定できる研修を増やしている状況であり、このような状態でキャリアアップ研修の受講を義務付けると、保育や保育士の負担が非常に大きくなるのではないかと懸念されます。このため、この部分については、新規項目ではなく、原案の市営保育所職員研修に出席することだけでよいと考えているのですが、園が職員の研修・育成に関して、どのような姿勢を持っておられるかについては、申請書類等で十分に検討していきたいと考えています。

【安保部会長】

川北委員からは、検討された結果をお聞きしましたが、キャリアアップ研修を計画的に受講することについては、項目として設けず、研修に関しては「市営保育所職員研修に出席すること」としており、出席すべき研修も列挙しておりますので、市営保育所職員研修にはしっかりと出席していただくこととし、新規項目としては採用しないということよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、採用しないことで確認させていただきました。

ただし、審査の際に、保育園の方針としてどのような研修を受講しているかについては、資料として提出していただきますので、研修の取組をしっかりと確認していきたいと思えます。

そうしましたら、資料1の修正について、もう一度確認します。

費用負担の新規項目は追加しないこと、新卒保育士については、「施設長を除く全保育士の1/3以下」とすること、「引継ぎ・共同保育」については、「移管前年度の」の文言を追加すること、「職員の育成」におけるキャリアアップ研修の受講については、追加しないこととしたいと思います。

今回、新たに修正する項目以外は、これまでどおりとし、現在事務局が提案している募集要項（案）のとおりとします。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、次に残っている事項について審議を進めたいと思います。

資料4の募集要項「保育所編」11ページの「移管後の運営に係る基本事項」で、資料2の京都市聚楽保育所保護者意見書では、別紙の10ページの「第三者評価の受審」の項目からになります。

それでは、事務局から読み上げてください。

【村上公営保育所業務推進課長】

はい、「第三者評価の受審」の項目を読み上げさせていただきます。

移管後、3年以内に第三者評価を受審し、それに基づき移管における保育実践への影響について検証し、その評価結果と検証結果を公表すること

移管における保育の状況を客観的に評価される第三者評価を3年以内に受審します。その受審結果に基づき、移管の保育実践への影響を検証する必要があります。これらの第三者評価と検証結果を公開することで、移管の影響を保護者も含めて検討することができます。

もう一つ新規項目として、

移管後の運営については、聚楽保育所が受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に判断して、その結果を下回ることがないように努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること

京都市は、移管の影響を最小にすることを掲げている以上、移管によって第三者評価が一項目でも以前の評価を下回れば、保育内容、保育の質が悪化したと認めた上で、それを公開し改善する必要があります。

以上です。

【安保部会長】

この点について、御意見はいかがでしょうか。

【土江田委員】

私の意見としましては、評価が低かった内容については、見直しや改善することが含まれますので、京都市の原案と保護者案をまとめた形で第三者評価の受審の項目としたいと思います。文言として良い表現があるわけではありませんが、例えば、結果の公表や受審前との比較検証という部分について、公表という意味で改善策を市に報告することといった表現で検討するのはいかがでしょうか。

【安保部会長】

他に御意見ございませんでしょうか。

【土江田委員】

補足させていただきますと、保護者案の理由として、1点でも1項目でも以前の評価を下回れば、保育の質が悪化したと認められると記載されておりますが、評価時点が違うこと、ある時点での評価でもあり、評価項目が変わっている可能性もあることから、1項目でも以前の評価を下回れば、保育の質が悪化したという判断は必ずしも適切ではないと考えています。

【安保部会長】

第三者評価を受審され、結果を公表されると思いますが、評価が高くなったり低くなったりすることもあると思われま。その場合に、保護者の意見をどのように取り入れ、基本事項として採用できるか考えておりますが、川北委員はいかがでしょうか。

【川北委員】

改善内容について、法人や京都市から三者協議会や保護者への報告は当然必要だと思っております。ただし、市営保育所でも常に評価が一定とは限らず、評価が下がることもあると思うので、民間移管により質が悪化したという部分について、どのように判断すればよいかは、よくよく検討する必要があると思ひます。

【安保部会長】

移管後3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表することは必要なことだと思ひます。仮に、移管前に受審した評価項目と比較し、下回った場合については、改善策を考えていただき、市に報告することといった形で追記することで、保育の質を保つことはできないかと考えますが、いかがでしょうか。

【岡委員】

公表することの意義ですが、まずは改善していただくことが最優先になると思ひます。土江田委員がおっしゃったように改善策を講じていただき、市に報告していただく形が良いと思ひます。

【山本委員】

保育の質が悪化した場合、直ちに改善し、その結果を公表することが必要ではないかと思ひます。

【安保部会長】

まずは、評価が下がった場合、改善策を検討していただき、実行していただくことが大事だと思ひますので、移管後に第三者評価を受審し、結果が出た際、項目を比較検証し、評価が下がっている項目については、改善策を市に報告していただいたうえで、実行していただくという形にした方が良いと思ひますが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

今までの文言としては、「移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること」がありますので、こちらはそのままにし、「また、その結果について、移管前に受審した評価項目と比較検証し、下回る項目については改善策を市に報告すること」といった文言を追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、その形で追記することとします。

次に、「三者協議会の設置」です。

保護者意見の28ページに、聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会要項が記載されています。

これまでの募集要項には要項という形では記載しておらず、要点のみ記載していたところですが、保護者から要項案として提案をいただいておりますので、事務局において、資料3「聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会設置要領」を作成していただき、保護者案と対比できるようにしていただきました。募集要項の際に、設置要領を作成しておくこととなりますが、事務局から説明をお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

ただ今、安保部会長の方から御説明いただいたとおりになりますが、三者協議会につきまして、これまでの別添5の項目を条文化させていただきました。保護者案との対比として、異なっている部分について、下線を引いておりますので、下線部の箇所について、第1条から順に御審議いただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

【安保部会長】

資料3を御覧いただきたいと思います。

事務局案と保護者案を対比した形式になっており、異なっている箇所に下線が引かれているということですので、第1条から確認していきたいと思います。

第1条では、保護者からの御提案としては、「保護者と移管先法人が対等の立場に立ち、また京都市が必要な支援を行うことにより」という部分を追記されています。

この点について、御意見はいかがでしょうか。

【安保部会長】

そうしましたら、私から意見を言わせていただくと、保護者の方が移管先法人と対等なパートナーシップで協議したいという趣旨と考えます。しかし、保育を実施する側と保育を受ける側という立場でございますので、最終的な決定などについては、決定権を持っている移管先法人にしっかりとやっていただく形になるかと思えます。

このため、この文言については、追記しない方がよいと思いますが、いかがでしょ

うか。

【土江田委員】

保護者と移管先法人が対等な立場に立つことについて、望まれている趣旨は分かりませんが、やはり実施者と保育を受ける側の立場は異なると思いますので、私も対等という言葉には違和感があります。この文言を追記することには賛同しかねます。

【安保部会長】

募集要項に記載しますので、設置要領として明確にしたいと思います。順番に御意見を伺います。岡委員いかがですか。

【岡委員】

対等な立場について、精神的な意味なのか法律的な意味なのか分かりませんが、部会長の御発言のとおり記載しなくてもよいと思います。

【川北委員】

やはり対等という言葉が気になります。保育サービスを提供する側と受ける側では、対等という言葉は違うように思います。仮に対等という言葉を入れるのであれば、何について対等なのか明記が必要になると思います。

【山本委員】

保護者と移管先法人について、やはり保育を受ける立場と提供する立場になるので、対等という言葉は入れなくてよいと思います。

【安保部会長】

川北委員の御意見のとおり何について対等かということもありますが、三者協議会設置要領案としては、採用しないこととし、事務局案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、第1条は事務局案のとおりとしたいと思います。

続いて、第2条の「構成」についてでございます。

この点について、御意見はいかがでしょう。

保護者の出席人数や補助者、法人の出席者の部分が異なっておりますが、いかがでしょう。

【岡委員】

人数について、児童の保護者代表が各クラス1名以上となると、最大で10人以上

にもなり得ます。実際にはそんなことはないでしょうが、会議の運営上、人数のバランスが必要であり、それでこそ冷静な会議ができると思いますので、ある程度人数を絞るべきと思います。1名程度でよいと思います。

【土江田委員】

補助者については、三者協議会において協議し、三者が必要と認めた場合のみ参加を認めることとしなければ、補助者という名前を借りて、無制限に保護者でない者が三者協議会に参加する可能性がないとも限りません。私としては、「(4) その他」に三者協議会において必要と認めた者という規定があるので、どうしても参加していただく必要がある方がいるのであれば、この規定を用いて参加されればよいと思います。

【川北委員】

これまでの三者協議会で三者以外の方が参加したことはあるのでしょうか。また、補助者が必要となるような協議事項として、どのようなものが想定されるのかについてお伺いしたいです。

【村上公営保育所業務推進課長】

基本的には、三者協議会のメンバーのみで協議を実施しており、補助者が参加されたことはございません。また、補助者の参加が想定される場合について、ケースとしてこれまでになかったもので、想定が難しいところではございます。我々としても、具体的なケースが想像できないといったところです。

【川北委員】

そういうことであれば、「(4) その他」の三者協議会において必要と認めた者という規定で対応できるのではないかと思います。

【村上公営保育所業務推進課長】

必要があった場合に申し出ていただき、三者で協議のうえ、必要であることが認められれば、参加していただけたらと思います。

【安保部会長】

次に、移管先法人の出席者について、保護者案としては「理事長」を提案していただいています。今の三者協議会では、いかがでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

京都市案として、「法人代表」とさせていただいておりますが、それぞれの園で状況が異なっており、園長と理事長を兼任されている保育園も1箇所ございます。また、理事長が出席されたり、事務局長が出席されたり、園長には法人としての権限がない場合には、法人からも出席していただいているような状況です。

【安保部会長】

法人として、しっかり協議できる法人代表という意味でしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

はい。

【安保部会長】

分かりました。法人を代表して権限のある方に出席していただければ、十分に協議ができるのではないかと思いますので、この部分は「法人代表」が良いと思います。

ここまでの審議をまとめると、保護者代表は、場合によっては2名が出席できるようになっているので、そのまま1名程度とし、補助者については、仮に三者協議会において専門的な意見を求めるなど必要がある場合には、三者協議会において必要と認められた者とするか協議していただき、出席していただく方法を採用することができるので、こちらを採用しません。また、法人代表のままの記載でよいのではないかという意見が出ています。この点について、委員から出た意見をまとめましたが、それでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、第2条については、事務局案のままにしたいと思います。

次に、成立要件として、保護者からは、「三者協議会は各クラスの保護者代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）および、過半数以上の実出席をもって成立する。」という形で成立要件を記載していただいています。

これに関して御意見はいかがでしょうか。

【土江田委員】

これまでの三者協議会での成立要件について教えていただきたいです。

【村上公営保育所業務推進課長】

京都市案が空欄になっているとおり、特に定めはございません。これまでから、保護者及び法人と日程を調整しながら、なるべく多くの方が参加できる日に設定しておりますので、中には都合がつかず欠席される場合もありましたが、ほとんどの方に出席していただいています。

【安保部会長】

これまで成立要件がなかったため、記載していただいています。いかがでしょうか。

【土江田委員】

三者協議会において、何らかの決定をされるようであれば、成立要件を規定しておくことは大事だと思います。

【安保部会長】

そうしましたら、第3条として、成立要件を設ける形でよろしいでしょうか。
また、要件の内容としては、保護者案のとおりでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

これまでもほぼ全員が出席していただき、成立されているとのことですので、保護者案の成立要件を取り入れる形にしたいと思います。

そうすると、第3条が入りますので、これ以降、1条ずつずれていくこととなります。次が第4条となります。

協議事項について、保護者の方からの提案で、「(3) その他移管後の保育園の運営に関する事」としていただいております。京都市からの提案は「(3) その他移管後の保育園の運営に関し必要とすること」となっており、この点が異なっております。

また、第2項として、協議事項の議決要件を記載していただいております。子どもと保護者の利害に関わる重要な三者協議会での議決とは別に保護者会での議決を加えるようになっております。この点について、御意見はいかがでしょうか。

【山本委員】

三者協議会の協議事項について、最終的にどのような形で結論を出されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

最終的に保護者の方に同意していただいておりますが、その場で判断できない件については、保護者の方に持ち帰っていただき、アンケートを取られるということもあります。何らかの形で持ち帰っていただくことが多くなっていますが、内容によってはその場で納得していただくこともあります。状況によって異なるような状況です。

【安保部会長】

そうしましたら、重要なこと等については、保護者の方に持ち帰っていただき、次回の協議会で再度諮られるというような運営が行われているという理解でよろしいでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

はい。

【岡委員】

第2項「子どもと保護者の利害にかかわる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会での議決をもって三者協議会の合意とする」という記載ですが、例えば、費用負担については、移管前の保護者には関係ないことであり、移管後の保護者の問題になると思いますが、移管後の保護者に関わる事項について、移管前の保護者も全員出席する必要があることなどが問題になってくると思います。重要な事項について、全て保護者総会の議決とすることは難しいのではないかと思います。

【土江田委員】

三者協議会の設置要領として規定するには、なじまないように思います。全保護者が対象となる項目については、保護者会において、臨時保護者総会を開催し、そちらで議論されるのはよいと思いますが、そのことを三者協議会の設置要領として規定することはなじまないと思います。

【安保部会長】

三者協議会の協議事項について、他の機関に諮るなどすると、三者協議会で完結しないことになるので、どうかとも思います。また、保護者代表として出席されるので、どういう意見を保護者の意見とするかについては、保護者総会で決めるなど御判断いただければよいと思います。現状、重要な事項については、保護者の方で意見収集していただいたうえで、次回の三者協議会で諮られているということですので、第2項については、採用しないことでよろしいでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

事務局から1点訂正させていただきます。岡委員の発言について、移管前と移管後が逆になっていました。移管前の保護者については、協議事項でありますので、保護者総会等の対象になるのかもしれませんが、移管後の保護者については、基本的に入所前に説明を受けて入所されますので、改めて協議する事項の対象になりません。ただし、通常の園運営において、別途費用負担が生じる場合は、丁寧な説明が必要かと思えます。以上です。

【安保部会長】

そうしましたら、第2項については採用しないこととします。

次に、第1項の「(3) その他移管後の保育園の運営に関すること」という保護者案について、京都市案では「(3) その他移管後の保育園の運営に関し必要とすること」となっており、こちらは分かりにくい表現になっていますので、「(3) その他移管後の保育園の運営に関すること」という保護者案の方が分かりやすいと思います。

保護者案を採用すればよいと思いますが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、第1項は「(3) その他移管後の保育園の運営に関する事」として変更したいと思います。

次に、第5条「会議」でございます。

会議の回数や議題等について、保護者から提案をいただいています。この点について、御意見いかがでしょうか。

【山本委員】

月1回開催し、臨時開催もあり、さらに事前協議となると保護者代表の負担が大きいのではないかと思えます。現実的に開催要求から2週間以内の開催も含め、日程調整が難しいのではないのでしょうか。

【土江田委員】

これまでは、確か2箇月に1回程度の開催であったと記憶していますが、月1回の開催にした場合、保育園や保護者、京都市にどのような課題が想定されますでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

通常、設置当初は2箇月に1回開催しており、臨時開催等を開催したケースとしては、市職員の引上げに当たって、京都市の方から開催を依頼したことがございます。通常の運営では、2箇月に1回としており、それより多く開催するほどの課題があるかというところではないと思えます。全くないとは言いきれませんが、これまでは市職員の引上げ以外ではありませんでした。また、山本委員の御意見について、おっしゃるような保護者案のような開催になれば、保護者代表の負担が大きいのと思えます。聚楽保育所保護者の案として提案されていますので、負担はやむを得ないということかと思えますが、開催に向けては、現実的に日程調整が難しいと感じております。

【安保部会長】

開催は2箇月に1回程度としており、これまでもその程度で開催していただければ、実績を反映する形が良いかと思えます。ただし、定例的な開催以外に、三者のうちいずれかから臨時開催の要求があれば、日程調整のうえ、速やかに開催するようにすればよいかと思えますので、第5条の記載についてはそのような形で変更すればよいと思えます。また、協議事項については、事前に提示する形で進めていただければよいと思えますので、事前に提示するものとすればよいと思えます。

まとめますと、第5条第1項については、「三者協議会は、2箇月に1回程度開催する。また、三者のいずれかから臨時の協議会の開催要求があったときは、三者で日程を調整したうえ、速やかに開催するものとする。」とし、第2項については、「三者協議会の協議事項については、協議会の開催前に事前に提示するものとする。」という形にしたいと思えます。

若干の表現については、事務局で修正していただくかもしれませんが、今の内容で

よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、第5条については、そのようにします。

第6条は差異がございますが、同じ内容かと思imasので、「三者協議会は令和2年4月（予定）から設置する。」ということとしたいと思imas。

それでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

続いて、第7条「設置期間」でございます。

保護者案として、保護者から期間の延長の申し出があったときは協議を延長することという提案をいただいています。この点について、いかがでしょうか。

【川北委員】

三者で実施している協議会なので、期間についても、三者の協議で決定することかと思imas。

【安保部会長】

短縮することも延長することもあると想定されますので、その際は三者協議のうえということかと思imas。つまり、事務局案でよいでしょうか。

三者協議会ですので、それぞれから延長して欲しいという申し出があるかもしれませんが。三者の協議で短縮したり延長したりできるということとし、これまでどおりの記載とすることよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

続いて、第8条については、同じなのでそのままとし、第9条について、保護者の方から、第2項を提案していただいています。

傍聴者の保育に関する部分でございます。御意見はいかがでしょうか。

【山本委員】

落ち着いて傍聴したいという保護者の気持ちは理解できるので、傍聴者の保育は必要だと思imas。

【川北委員】

傍聴者の保育の必要性は理解できます。ただし、保育の体制を考えると、聚楽保育所を利用している子どもに限るといったことや、一定の人数制限も必要ではないかと考えます。保育時間中ではない時間に子どもを預かるということを考えれば、万が一事故があった場合の責任の所在等を厳密に考えておかなければいけないと思います。

【安保部会長】

山本委員からは、傍聴者の保育も必要だという御意見をいただきました。川北委員からは、保育する限りは責任が生じるので、安全に、十分な保育体制を持って対応する必要があるという趣旨の御意見でした。

やはり、保育体制が確保できるのかという心配がありますので、第2項として、「移管保育所に入所している児童の保護者の傍聴者の中で、保育の提供を希望する方については、一定前に保育の申し出をしていただく」という規定にしても、さらに検討事項として、川北委員がおっしゃったように聚楽保育所に入所している子どもに限ること、一定の人数制限を設けること、保育の責任が生じること等について、検討する必要がありますが、この場で全てを検討することはできませんので、条文としては決めず、留意事項として記載していただく形でいかがでしょうか。

つまり、第2項は採用し、「傍聴者（移管保育所に入所している児童の保護者に限る。）のうち、保育の提供を希望する者は、三者協議会の開催日の1週間前までに所長に申し出るものとする。」を追加しますが、検討事項として、聚楽保育所に入所している子どもに限ること、安全に保育するために一定の人数制限を設けること、事故があった場合の責任の所在、そのほかにも検討すべき事項があるかもしれませんので、「等」という文言を加え、検討すべき事項を明記しておくということはいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、第2項は保護者の提案のとおり記載しますが、検討事項として残っている課題があることを明記しておいていただきます。

続いて、保護者案では庶務が第11条になっており、第10条が飛んでおりますので、第10条とします。第2項について、変更案をいただいておりますが、いかがでしょうか。

【岡委員】

幼保総合支援室が作成した会議録について、配布前に当事者である保護者及び移管先法人に確認するのが当然かと思いますが、これまではどのように運用されてきたのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

京都市が作成し、法人に確認していただいたうえで配布していることが多いです。

中には、保護者の方が確認したいという申し出のある保育園もあり、そういった場合には確認していただいています。その場合、保護者の方の確認にも時間がかかりますので、通常よりも配布までに多少時間を要する状況です。

【土江田委員】

文言として、「三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、保護者及び移管先法人がその内容について確認・了承した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。」とあります。当然流れとして分かるとは思いますが、前半に出てくる保護者は、三者協議会に出席する保護者といった限定は必要ないでしょうか。

三者協議会を構成する保護者と言う意味ですよね。

【村上公営保育所業務推進課長】

そうです。

【土江田委員】

2回保護者が出てきますが、そういった限定は特に必要ないでしょうか。

【安保部会長】

そうでしたら、第2項について「三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、第2条（1）の保護者及び移管先法人がその内容について確認・了承」とありますが、了承までは必要ないかとも思うので、「確認した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。」という形でいかがでしょうか。

もう一度読み上げます。

第10条については、第2項を追加します。「三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、第2条（1）の保護者及び移管先法人がその内容について確認した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。」でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、そのような形で追加することとします。

そのほか、第11条につきましては、相違点がございませんので、これまでどおりとしたいと思います。

【村上公営保育所業務推進課長】

1点だけ補足がございます。

保護者意見書別紙11ページに、三者協議会設置要領と重複していない提案がございます。

保育体制の確保（保育標準時間の時間帯に加えて、現状の聚楽保育所の主な保護者向け会議時間である19時から21時を含む）等、保護者代表の出席に配慮すること（月

1 回程度の定期開催に加えて三者のいずれかが必要と認めた場合に臨時に開催, 1 回 1 ~2 時間程度)

でございます。

後半部分はすでに議論していただきましたが, 前半部分については, まだ議論できておりませんので, 御確認していただきたいと思います。

【安保部会長】

前半部分について, 御意見いかがでしょうか。

【川北委員】

出席者の保育について, 当然, 保育の提供は必要かと思います。ただし, 夜遅くまでの保育になってしまいますので, 子どものためにということを配慮し, 制限時間をきちんと設けておかなければいけないと思います。

【安保部会長】

時間を明記しないと要項になりませんので, 時間についてはいかがでしょうか。

【川北委員】

通常の会議でもそうですが, 21 時が限度かと思います。

【土江田委員】

先ほど議論した傍聴者と同様の保育士が保育されるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

そうです。

【土江田委員】

傍聴者が必要ということですので, 出席者も当然必要だと思います。

【安保部会長】

そうしましたら, 「保育体制の確保 (最長 21 時まで) 等, 保護者代表の出席に配慮すること (年 5 回程度, 1 回 1~2 時間程度)」でよろしいでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

後半の部分については, 先ほどの議論において, 2 箇月に 1 回程度の開催ということで決めていただきましたので, 基本的にそこまででよいと思います。

【安保部会長】

では, 「保育体制の確保 (最長 21 時まで) 等, 保護者代表の出席に配慮すること」でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、その形で確認させていただきました。

1つ項目を飛ばしてしまい、申し訳ございません。

三者協議会については、以上で確認いたしました。

続いて、「情報開示」から「基本事項に違反した場合の取扱い」まで、事務局から読み上げてください。

【村上公営保育所業務推進課長】

情報開示についてでございます。

移管先法人は、年1回、保護者と共催で、全職員及び保護者に参加資格が認められる総会を開催し、園の運営状況を報告・協議するとともに、運営費の内訳を開示すること

保育所の適切な運営、運営法人の健全な経営は、子どもが受けられる保育の内容・質に直結する非常に重要な情報です。園運営に関する情報開示は、このような保育の質を担保するために必要です。また、子どものより良い保育環境の実現に向けて、園の運営に保護者が参画することも重要です。

基本事項の遵守状況の検証の新規項目として、

本市が必要と認めた場合、もしくは保護者代表からの要請があった場合に、市は移管後の運営に係る基本事項の遵守状況の検証をおこなうこと

移管後の保育所の運営において、運営に係る基本事項の遵守状況を把握できるのは保護者ですので、その保護者代表からの要請があれば、市は検証を行う必要があります。

保育内容の変更でございます。

基本事項の内容の変更にあたっては、「全保護者の同意」を条件とし、一部でも反対があった場合には実施しないこと

基本事項の内容の変更については、子ども・保護者の利害に直結するものであり、内容（費用負担・障害児保育など）によっては、一部の世帯の死活問題となることもあり、そのような負担を一部の世帯に負わせるべきではありません。そのため、保護者の賛成の割合に関係なく、全保護者の同意を条件とします。

このことは、「当分の間」の終了後であっても当然のことであると考えます。

基本事項に違反した場合の取扱いについてです。

移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、当該保育所の運営を速やかに京都市に返還すること。また、これに係る費用の損害賠償請求に応じること

重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、児童及び保護者への不利益を最小にするため、市に運営を速やかに返還します。原案にあるような、市の指導下での違反法人による保育所運営では、児童及び保護者への不利益を最小化することは

きません。

以上でございます。

【安保部会長】

それでは、「情報開示」の項目から御意見を伺いたいと思います。

【土江田委員】

社会福祉法人は、現在の制度上、財務諸表の公開が義務付けられておりますので、それ以上の開示義務を付ける必要はないのではないかと思います。あるいは、保護者案がほぼ満たされていると考えますので、これ以上の追加・修正は必要ないと思います。

【川北委員】

保育について話し合うことは必要であろうと思いますが、園の運営に保護者が参画するというのは、事例としてあまり聞いたことがありません。

市営保育所では、そのようなことが行われているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

市営保育所では、個々の保育所運営というよりは全体で賄っておりますので、そういったことは実施しておりません。

【安保部会長】

保護者案では、「保護者会と共催で、全職員及び保護者に参加資格が認められる総会」と記載されていますが、現在の聚楽保育所においては、保護者総会に全職員が参加されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

保護者総会ですので、保護者の方のみが参加されていると聞いています。所長はじめ職員が全員参加することはございません。

【安保部会長】

そうしましたら、保護者の御意見をいただいているところではありますが、社会福祉法人にはかなり情報開示を求められているところでもあります。この部分については、今までどおりとさせていただく形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

続いて、「基本事項の遵守状況の検証」で新規項目の御提案をいただいております。

この点について、御意見はいかがでしょうか。

【土江田委員】

移管後の運営に係る基本事項は、法人に対して遵守を求める内容になっております。市に対して拘束するような表現になっているので、適切ではないのではないかと考えています。

また、保護者が把握できる遵守状況については、三者協議会や京都市が行う保護者アンケートにより把握できるので、それをもって把握していただければよいと思います。

【安保部会長】

三者協議会等で把握されることになるので、新規の御提案は採用しなくてよいのではないかという意見でしたが、採用しない形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、採用しない形で確認させていただきます。

続いて、「内容の変更」については、いかがでしょうか。

【土江田委員】

例えば、基本事項の内容で費用負担がございますが、入所時期によって異なる場合もあり、項目によって対応を変えざるを得ないのではないかと考えています。一律に全保護者の同意を求めることは運営上困難なことがありますので、この内容は必要ないと思います。

【川北委員】

当分の間の終了後という表現について、基本事項は移管日の前日に入所している児童が卒所・卒園するまでの間と定められていますので、当分の間以降については、現行のまま保護者の理解を得るよう努めるとする以外ないのではないかと考えます。

【安保部会長】

この項目については、移管日の前日に在所しているお子さんが卒所した後のことが規定されますが、それまでは基本的に変更しないこととしており、それ以降は保護者の理解を得るよう努めることとしています。この点について、「全保護者の同意」を条件とするという御提案ですが、採用しないこととし、当分の間以降は、保護者の理解を得るよう努めていただく形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、この項目については変更しないこととします。

次に、「基本事項に違反した場合の取扱い」について、御提案をいただいております。この点について、いかがでしょうか。

【土江田委員】

年度途中で解除した場合、速やかに市で運営することができる体制があるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

本市においては、年度当初の職員配置で運営しており、年度途中で職員が増えることはなく、保育士の確保は非常に困難な状況でございます。また、市が運営する場合、条例を改正する必要もございますので、市が速やかに運営することは非常に難しいという状況でございます。

なお、市の方針としては民間移管することとしておりますので、早急に次の移管先法人に運営していただけるよう手続きを進めることとなります。

【安保部会長】

市の条例の改正が必要とのことであり、できないことを記載するわけにもいきませんので、違反があった場合には、できるだけ早く市に措置を講じていただくとして、「他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、児童及び保護者に不利益が生じないよう、本市の指導の下、利用者の保育を保障すること」ということで、これまでどおりでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

損害賠償につきましては、1つ上の項目において、「違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること」という記載がございますので、この点についても追加しない形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、「基本事項に違反した場合の取扱い」の2つ目の項目については、変更しないことで確認していただきました。

次に、「保護者対応」について、事務局から読み上げてください。

【傍聴者】

その前に、情報公開について、社会福祉法人だけをモデルに検討することはおかしくないですか。宗教法人とかも対象なわけですから。

【安保部会長】

審議をしていますので、事務局から「保護者対応」について読み上げてください。

【村上公営保育所業務推進課長】

「保護者対応」でございます。

保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決すること

保護者の不安に対する対応は必須であり、その解決は努力目標ではなく義務です。新規項目として、

移管先法人は、移管先法人と保護者会が対等な関係であることを認め、保護者会活動の自主性・自立性を尊重すること

保護者会での活動は、子どもの適切な保育環境を守る重要なものです。移管先法人等は移管先法人等と保護者・保護者会が対等な関係であることを認め、その自主性・自立性を尊重する必要があります。

移管先法人は、保護者会活動のための施設利用を最大限保障し、特段の事情がない限り利用を制限しないこと（平日夜間の利用時間は 21 時まで。これとは別に宿泊を伴う交流会あり。）

新規項目として、

保護者会の会議の際には、保育のための部屋の確保を認め、また、保護者会から非常勤職員に対して保育アルバイトを依頼することを認めること

もう一つの新規項目として、

移管先法人は、各在園保護者用の個別ポストを用意し、保護者会による保護者への配布物については、一切制限しないこと

「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」は、具体性に欠け安易に保護者会活動が制限させる恐れがあります。現実には、保育制度の改善を求める署名活動を規制する民間園もあり、保護者同士の交流が困難な状況に追いやられる恐れがあります。それを避け、現状の聚楽保育所での保護者会活動の文化を守るために、施設利用、保育体制の確保、配布物の自由について保障が必要です。

【安保部会長】

保護者からの御提案について、順番に審議していきたいと思えます。

まず、「誠意をもって解決に努めること」を「誠意をもって解決すること」に変更する提案をいただいております。この点について、いかがでしょうか。

【川北委員】

市営保育所の保育のガイドラインでも、保護者からの意見・要望等に対して、「保育に関する意見・要望・苦情は職員及び関係機関と速やかに検討し、対応しますが、時間がかかる場合には、その旨を保護者に説明します。現状において改善できないことは、事情と理由を丁寧に説明し、理解してもらうよう努めます。」という形で、努

力義務で記載されていますので、この範囲かと考えます。

【安保部会長】

解決することが望ましいと思いますが、ガイドラインにも解決できないことを想定した記載がありますので、この点については、「解決に努めること」という今までどおりの文言でいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、「移管先法人は、移管先法人と保護者会が対等な関係であることを認め、保護者会活動の自主性・自立性を尊重すること」という御提案について、土江田委員いかがでしょうか。

【土江田委員】

先ほどの「三者協議会の設置」の項目において、保育所運営者と保護者が対等な関係ではないという点について確認しましたので、すでに審議済みと理解しています。

また、保護者会活動の自主性・自立性を尊重する姿勢を持っていただくことは必須であると思いますが、移管後の運営に係る基本事項として設定する性質のものではないと考えていますので、追記する必要はないと思います。

【安保部会長】

そうしましたら、新規項目として御提案いただいておりますが、採用しないこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

申請者に対しては、保護者会に係る考え方を質問するなどして十分に確認したいと思います。

次に、保護者会活動に係る施設利用についてでございます。この点について、山本委員いかがでしょうか。

【山本委員】

現状では、保護者が保育所を使用する場合、最大限保障して利用の制限はしていないのですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

基本的には、市営保育所の開所時間である19時までとさせていただいておりますが、聚楽保育所につきましては、21時まで会議があることもございます。その場合、

職員会議等で保育室が利用できない状況がございますので、保育所運営に支障がない範囲で使用していただいている状況です。最大限優先して使用していただいているわけではございません。

【川北委員】

例えば、宿泊を伴う交流会といった取組など、通常とは違った保育所利用があるのであれば、そのことについては、記載しておくべきだと思いますが、そのほかはこれまでどおりの範囲内で良いのではないかと考えます。

【安保部会長】

これまで、保護者会活動としての宿泊を伴う交流会について、保育所の利用を認めている実績があるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

ございます。年に1度、年長児の全保護者が同意された場合にそういった行事をされておられ、施設を利用されています。

【安保部会長】

保護者会主催の行事として実施されておられ、保護者会活動に位置づけられるわけですね。

【村上公営保育所業務推進課長】

そうです。

【安保部会長】

現在実施されている活動で、聚楽保育所の運営に支障がない範囲で認めておられるのであれば、原案の「保護者会の活動」の後に括弧書きで、宿泊を伴う交流会も追記することとし、文言については、現状の実態に即した形で記載していただくように変更していただくことでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、新規の提案をいただいている項目であり、「部屋の確保と、保護者会から非常勤職員に対して保育アルバイトを依頼することを認めること」という点について、御意見いかがでしょうか。

【岡委員】

現状では、保護者会が会議を開催される際、アルバイトを依頼されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

現状では、依頼されていないと聞いております。非常勤嘱託の職員に対して、アルバイトを依頼されているということはありません。

【安保部会長】

「非常勤職員に対して保育アルバイトを依頼することを認めること」という新たな提案ですが、現在は、非常勤職員に対してアルバイトを依頼されていることはなく、別の方にアルバイトを依頼されているということです。

それを前提に御意見伺いたいののですが、土江田委員いかがでしょうか。

【土江田委員】

これまでに実施されていないことについては、条件として付ける必要はないと思います。

【安保部会長】

この点については、追記しないことよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、この点については、採用しないことにいたします。

次に、「保護者用の個別ポストの設置や配布物を制限しないこと」について、御意見いかがでしょうか。

【山本委員】

保護者用の個別ポストについて、現在も使用されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

保護者会のポストにつきましては、保育所が用意している個別ポストを利用されているという状況でございますが、内容については、一定確認させていただいたうえで、利用させていただいている状況です。

無制限に使用されているわけではなく、一定の制限を設けさせていただいています。

【安保部会長】

「各在園保護者用の個別ポストを用意」とありますが、保育園から保護者への連絡用のポストのことですか。保護者会がそのポストを利用しているのですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

保護者配布に通常使用しているポストのことでございます。

【安保部会長】

現状、保育所が使用している個別ポストを使用して保護者会の方が配布されるものについて、限度はあるものの一定認めているという理解でよろしいでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

はい。

【安保部会長】

移管先法人が個別ポストを用意することについて、移管後の運営に係る基本事項に追加するのはどうかとも思いますが、いかがでしょうか。

【土江田委員】

一定の制約はやむを得ないと思います。

【安保部会長】

全く制限しないことも難しいと思います。この点については、移管後の運営に係る基本事項には追加しないということによろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

別の項目において、保護者会の要望に対して誠実に対応していただくこととします。誠実に対応していただくこととし、審査の際にも確認したいと思います。

次に、「保育内容全般」及び「障害児保育」について、御意見をいただいておりますので、事務局から読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

「保育内容全般」についてでございます。

保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容を遵守し、保育運営を行うことをホームページや重要事項説明書に明記すること

また、保育内容とそのガイドラインの内容について、保護者に周知すること

現在の聚楽保育所が遵守し実践する保育内容の継続性を担保するため、移管後の保育所においてもその保育内容を遵守する必要があります。また、ホームページや重要事項説明書に本件を記載し、広く周知することで、市の保育を引き継ぐことが具体的に明確化されます。

続きまして、「障害児保育」でございます。

京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、障害児（疑いのある子を含む）を障害の程度・内容による差別なく、積極的に受け入れること

障害のある子どもがいる世帯では、その障害の内容にかかわらず、生活の上で困難が伴います。その困難の緩和のために障害児保育がありますので、障害の内容や程度にかかわらず積極的に障害児を受け入れる必要があります。

続いて、新規項目です。

障害児の受入割合について、障害区分に応じて、市営保育所と同程度の割合で受け入れること

聚楽保育所は、市の障害児保育に多大な貢献をされており、多くの障害を持つ児童の保育を受け入れた実績があります。その中には、介助が必須であったり、車椅子が必要であったり、全盲であったりなど、民間園では受け入れが困難とされる障害の程度が1等級に該当する児童もいました。このような児童への保育の必要性は今後も変わりませんので、移管後の保育所においても、現在の聚楽保育所が果たしてきた障害児保育における役割を引き継ぐ必要があります。それを担保するため、受け入れる障害児の割合については、障害区分ごとに、市営保育所と同程度の割合で受け入れることとします。

次も新規項目です。

障害児保育を積極的に実施することをホームページ等に明記し、広く周知すること
移管後の保育所でも、今までの保育が引き継がれていることを明確化するため、障害児保育を積極的に実施することを、ホームページ等を通じて広く発信する必要があります。

次も新規項目です。

加配職員の確保ができないことを理由として障害児の受け入れを拒否することがないように、配置基準に上乗せした常勤職員を常時確保し、障害児保育の申し込みがあった場合には即時に受け入れられる体制を整備すること

市営保育所では、加配への対応が滞りなく行われており、このような環境を引き継ぐためには、移管後の保育所でも余裕のある常勤職員の確保が必要です。そして、市の保育所と同様に障害児の受け入れを滞りなく実施すべきです。

以上でございます。

【安保部会長】

では、順番に審議したいと思います。

「保育内容全般」の項目において、ホームページ等に明記することなど、保育内容の周知について御提案いただいておりますが、この点についていかがでしょうか。

【川北委員】

保育内容を遵守するという表現はそぐわないと思います。

保護者の方が残して欲しい、引き継いで欲しいと思われる聚楽保育所が大切にしてきた保育内容を引き継いでいただくことは最重要事項かと思います。

そのために、聚楽保育所の保育を引き継いでおり、現状どのような保育を行っているかについて、ホームページで公表していくことについては構わないと考えます。

【安保部会長】

川北委員の御意見としては、「保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し、保育運営を行うとともに、その内容についてホームページ等で公表すること」といった変更を行うという御主旨の提案ですが、修正してよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、今までの記載事項に、「保育運営を行うとともに、そのことについてホームページ等で公表すること」としたいと思います。細かい表現は変更させていただくかもしれませんが、修正することは確認していただきました。

次に、「障害児保育」の項目でございます。

最初の御提案の「障害の程度・内容による差別なく」という文言を追加していただいている点については、いかがでしょうか。

【岡委員】

私自身は障害者差別解消法に基づいて考えていますので、障害の程度・内容によって受入れを拒否すべきではないと思っております。

「現在の市営保育所と同様に受け入れること」にさせていただきたいと思います。

障害の程度・内容によるという表現について、厳密には、幼児の場合、診断を受けていないことが多いかもしれません。その子どもも含めて、障害児保育として保育を実施しているわけですから、(疑いのある子を含む)という表現については、御検討させていただきたいと思います。

「障害の程度・内容による差別なく積極的に受け入れること」という文言について、当然障害者団体として追記して欲しい気持ちはございます。

【安保部会長】

そうしましたら、「市営保育所と同様の姿勢で、障害の程度や内容によって、受入れを拒否することなく、障害児を受け入れること」といった記載になりますでしょうか。

民間保育園が障害児を受け入れる場合、促進事業や対策費を活用されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

基本的には、市から補助する制度がありますので、活用していただいている状況でございます。

先ほど岡委員は、「市営保育所と同様に」とおっしゃいましたが、「市営保育所と同様の姿勢で」とは違うのでしょうか。

【岡委員】

「同様に」です。

【安保部会長】

「同様に」という表現よりも「同様の姿勢で」といった表現の方が良いかなと思いましたが、岡委員はいかがでしょう。

【岡委員】

姿勢では曖昧になります。

「市営保育所と同様に障害の程度・内容による差別なく」という文言をぜひ追記していただきたいです。

【安保部会長】

例えば障害児が入所を希望するかどうかは年度によって違うと思います。「同様に」と記載してしまうと、入所児童数も含めて同じでないといけなくなるおそれがあり、心配していますが、その点はいかがでしょう。

【村上公営保育所業務推進課長】

次の新規項目と併せて岡委員の御意見をお聞きしていただければよいと思います。

【安保部会長】

では、新規項目として、受入割合を定める御提案もありますので、「障害児保育」の項目全てにわたって、岡委員から御意見をお願いします。

【岡委員】

障害児の受入れに当たって、区分に応じた枠を設けて障害児を受け入れることについて、私も保育所を見学に行った際に質問しましたが、市営保育所でも、例えば区分1の児童が毎年同じように入所を申し込まれ、同じように受け入れるとは限りません。今年は区分1及び2の方がおられず、軽度の障害児ばかりですといったこともあります。区分に応じて枠を決定してしまった場合、区分1の方がいないので、どうしようというような状況にもなりかねません。ですので、受入割合は現実的ではなく、賛成できません。

「同様に」という言葉が「同じ数」という意味に解釈されることを避けるためであれば、「考え方」や「姿勢」という表現でもよいと思います。誤解を与えないためという意味であれば、「姿勢」という表現でも構いません。

【川北委員】

岡委員のおっしゃるとおり「姿勢」という表現は曖昧に感じます。文言だけに捉われるのもよくありませんが、岡委員のおっしゃった「考え方」という表現の方が望ましいと考えます。

【山本委員】

障害の程度も年度によって違うと思いますので、「同様に」という文言は追記しなくてもよいと思います。

【土江田委員】

最適な文言が思いつきませんが、「市営保育所と同様の考え方」という表現が望ましいように感じます。

【安保部会長】

山本委員も「同様の考え方で」という文言を追加することについては反対ではありませんか。

【山本委員】

はい。

【安保部会長】

そうしましたら、岡委員に考えていただいた文言を踏まえ、「京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、現在の市営保育所と同様の考え方で、障害の程度や内容によって受入れを拒否することなく障害児を受け入れること」ということでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、その内容に変更するとともに、新規項目として提案していただいている受入割合については採用しないこととします。

次に、新規項目として御提案いただいている「障害児保育を積極的に実施することをホームページ等に明記し、広く周知すること」でございますが、この点について、御意見はいかがでしょうか。

【土江田委員】

現在、聚楽保育所のホームページで障害児保育について、特に周知されていることはありません。「保育内容全般」の項目において、ホームページで聚楽保育所の保育を引き継ぐことを公表することにしましたので、障害児保育のみ特化して発信する必要はないのではないかと考えております。

【岡委員】

土江田委員の御意見の補足になりますが、最近の若いお母さんたちは、SNSなどネット上の口コミなどを非常に重視しておられます。例えば、民間保育園で障害児保

育をこのように実施していますといった内容を発信した場合、申込みが集中し、受け入れたいにもかかわらず、断らざるを得なくなり、本末転倒な状況になるおそれがあります。実際にそういった体験がありますので、障害児保育の実施については、発信していただいた方がよいと思いますが、非常に優れた障害児保育を実施しているといった誤解を与えないようにすべきだと思います。

聚楽保育所のホームページを拝見しましたところ、アレルギー対応食の取組を公表されていますので、その程度でよいと思います。

【安保部会長】

土江田委員からは、先ほど「市営保育所の保育内容を尊重し、保育運営を行うとともに、そのことについてホームページ等で公表すること」という条件に変更したので、この項目では必要ないのではないかという御意見でしたが、この点について、岡委員はいかがでしょうか。

【岡委員】

同感です。

【安保部会長】

そうしましたら、「障害児保育を積極的に実施することをホームページ等に明記し、広く周知すること」については、採用しない形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、加配職員の確保ですが、市営保育所では常に加配職員を確保されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

これまでの部会でも説明させていただいているとおり常に確保しているという状況ではございません。年度途中では受け入れられない状況もございます。年度当初は職員確保に努めておりますが、年度途中の受入れは非常に厳しい状況でございます。

【安保部会長】

市営保育所でも確保されていないということですので、この項目については、移管後の運営に係る基本事項には追加しないことでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

追加しないということで確認いたしました。

次に、「配慮が必要な子どもの受入れ」についてでございます。
保護者からの提案について、読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

「配慮が必要な子どもの受入れ」についてでございます。

アレルギーのある子ども、被虐待児、家庭支援が必要な子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れること

市営保育所においては、一定の配慮が必要な子どもを積極的に受け入れることは、努力目標ではなく果たすべき役割であり、そうした機能そのものを引き継ぐ必要があります。

以上でございます。

【安保部会長】

先ほど「障害児保育」の項目において、「市営保育所と同様の考え方で受け入れること」という表現に変更するととしましたので、この項目においても、「一定の配慮が必要な子ども」について、現在の市営保育所と同様の考え方で受け入れること」という表現で統一したいと思います。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、「一定の配慮が必要な子ども」について、現在の市営保育所と同様の考え方で受け入れること」という形の修正で確認していただきました。

次に、「年間行事」の項目でございます。読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

「年間行事」でございます。

当分の間は、移管前年度の行事を維持すること

ただし、変更がある場合は三者協議会で合意を得ること

現在の年間行事については、保育の継続性の観点からも維持する必要があります。また、行事の変更については、保護者の同意が必要ですので、三者協議会での合意を条件とします。

以上でございます。

【安保部会長】

「合意を得ること」という文言を新たに追加するという御意見ですが、いかがでしょうか。

【土江田委員】

これまでの移管保育所において、行事を変更する場合、どのように運用されてきた

のでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

基本的に三者協議会での協議事項となっておりますので、保育園が三者協議会で提案され、保護者の方の同意を得ているのが実状です。

【安保部会長】

事実上、同意を得ているということなので、「変更がある場合は三者協議会で合意を得ること」という変更でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

この項目について、「当分の間」という文言が入っていますが、移管後の運営に係る基本事項全体を確認しましたところ、「当分の間」が入っている項目とそうでない項目がございます。移管後の運営に係る基本事項については、基本的に移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間を対象にしており、全項目にかかっていますが、その点が明示できておりません。そこで、現状の案では、冒頭に「「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。」と記載されていますが、移管後の運営に係る基本事項は、「特に期間に定めのない事項においては、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。」といった記載で、全項目にかかっていることを明確にしたいのですが、よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、「当分の間」について、他の項目でも記載されている箇所があるので、全て項目の外に出すようにしたいと思います。

ということで、本項目においては、「ただし、変更がある場合は三者協議会で合意を得ること」とし、「当分の間」の文言は外に出すこととします。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、「宗教的な保育」の項目でございます。読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

「宗教的な保育」でございます。

子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、特

定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標等を設定せず、宗教的な行為や行事は行わないこと

子どもや保護者の信教の自由は重要なものであり、宗教的な行為として具体的な講話や祈祷以外にも、特定の宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標を掲げることにしても不適切です。

以上でございます。

【安保部会長】

この点について、いかがでしょうか。

【山本委員】

市が実施していない宗教的な保育の実施を制限する必要があると思います。

【川北委員】

信教の自由を守ることは非常に重要だと思います。特定の宗教行事等が導入されるのはもってのほかだと思います。ただし、保育理念や保育目標という言葉を使用してしまった場合、宗教的であるかどうか判断ができないのではないのでしょうか。例えば、キリスト教でも仏教でも「友達と仲良くしましょう」といった言葉がありますが、その辺りをどのように判断するか誤解が生じないようにする必要があると思います。

【土江田委員】

具体的な保育活動として、宗教的な行為に基づく保育を禁止するような表現にしてはどうかと思います。

【安保部会長】

そうしましたら、「宗教的な行為（お祈り、講話等）や行事、宗教的な行為に基づく保育活動等は行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）」といった変更の御提案をいただきました。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、そのような文言で確認いたしました。

次に、「給食・調理」について、読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

「給食・調理」についてでございます。

食物アレルギー、宗教食等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態、文化的背景に応じた食事の提供を行うこと

信仰に応じた宗教食の提供など、文化的背景に配慮した食事の提供が求められます。

以上でございます。

【安保部会長】

この点について、宗教食等、文化的背景といった文言を追加するという御提案ですが、いかがでしょうか。

【岡委員】

給食については、拝見した保育所の多くで、豚肉が駄目なら魚でといった方法で実践されています。宗教も文化も数多くあり、今後も増えていくと思います。

この項目においても、「市営保育所と同様に」という表現を追加すればよいと思います。

【川北委員】

「文化的背景」という表現について、一人ひとりの趣味趣向にまで対応する必要が生じますので、表現を変更した方がよいと思います。基本的には、岡委員のおっしゃったように、「配慮の必要な子どもの受入れ」の項目と統一した方がよいと思います。

【安保部会長】

「文化的背景」という表現について、誤解のないような記載に変更するという意見かと思えます。

例えば、通常は「外国に文化的背景をもつ子ども」といった表現を用いていますので、そのように限定する形でいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

現在の市営保育所では、宗教食や外国に文化的背景をもつ方で食べられない食材があるといったときには、対応されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

はい、そうです。

【安保部会長】

これまでの申請団体でも、そういった対応は実施されていたと記憶しておりますので、表現については、「食物アレルギーがある子どもや宗教、外国に文化的背景をもつ子ども等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事について、現在の市営保育所と同様の考え方で対応すること」ということでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、若干の表現は修正するかもしれませんが、今の文言で確認していただきました。

続いて、「子育て支援事業」について、新規の御意見をいただいております。

【村上公営保育所業務推進課長】

「子育て支援事業」についてでございます。

園庭開放、子育て相談等の子育て支援事業の規模は、移管前年度の規模・回数を維持すること

特に聚楽保育所の園庭開放は、平日の日中に安全に遊べる数少ない場であり、地域住民への貢献が認められます。そのような子育て支援事業について、移管後も同様に地域住民への貢献をするべきであるため、支援事業の規模や実施回数を維持することを求めます。

以上でございます。

【土江田委員】

これまでの民間移管において、規模や回数を維持することを求めてきたのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

これまでの条件としては、園庭開放や子育て相談等の事業を実施することとしており、規模・回数の維持までを求めている状況ではございません。

【川北委員】

保育所の地域子育て支援事業等については、保育所保育指針にも示されており、非常に重要な事業であると考えていますが、民間移管に当たっては、まずは市営保育所の保育を引き継ぐことに注力していただくことが最重要事項と考えています。

【安保部会長】

現状を踏まえると、追加せずにこれまでどおりの記載で良いかと思いますが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

以上で、移管後の運営に係る基本事項は全て確認いたしました。

そのほか、保護者の方からはさまざまな意見をいただいております。例えば、意見書の第7項や第8項については、保護者から疑問や不安をいただいております。

この点については、私どもも精読させていただき、審査に当たりたいと思っておりますので、各委員におかれましては、審査前に再度御拝読いただき、保護者の御不安や御懸

念に十分留意していただきたいと思います。

【村上公営保育所業務推進課長】

先ほど、第7項から第8項とおっしゃいましたが、第1項から第6項になります。

【安保部会長】

失礼しました。

第7項及び第8項が募集要項に係る御意見としていただいている項目であり、審議いたしました。第1項から第6項については、色々な疑問や不安をいただいておりますので、拝読させていただき、審査に臨みたいと思います。

そのほか、特に御意見がなければ、本日の部会はこれを持ちまして終了いたします。事務局に進行をお返しします。

【天川保育内容向上課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、令和元年度第5回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。

なお、傍聴者意見票の記入に時間がかかる場合、会場外で記入できるよう机を用意しますので、速やかに御退出いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。